

仕組預金(あおぞら銀行満期日繰上特約付預金)規定

この規定は、株式会社あおぞら銀行(以下「あおぞら銀行」といいます。)における個人のお客さま向け仕組預金(あおぞら銀行満期日繰上特約付預金)についての取扱いを記載したものです。

1. (商品性)

- (1) この預金は、あおぞら銀行が証書記載の満期日以外の満期日を選択することのできる権利(以下「満期日選択権」といいます。)を有する預金です。
- (2) この預金の商品性については、この規定のほか、あおぞら銀行所定の契約締結前交付書面をご覧のうえ、説明を受けてください。
- (3) この預金の預け入れは日本国内に居住する方に限らせていただきます。

2. (預け入れの可否等)

- (1) この預金は、その商品内容、リスクおよび重要事項を十分に理解し、自己の判断と責任において申し込んでください。
- (2) この預金は、預け入れの都度、あおぞら銀行所定の時期、方法により申し込んでください。預け入れの可否については、あおぞら銀行の判断に従うものとします。
- (3) 預け入れは、あおぞら銀行所定の方法により行ってください。

3. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。なお、この預金の満期日は、あおぞら銀行の満期日選択権の行使・不行使の区分に応じ、次のいずれかになるものとします。
 - ①あおぞら銀行が満期日選択権を行使した場合
当初預け入れ時に約定した(契約締結時交付書面記載の)満期日選択権行使日がこの預金の満期日となります。なお、満期日選択権行使日が複数ある場合、そのいずれかにおいてあおぞら銀行が満期日選択権を行使したときは、その行使した満期日選択権行使日がこの預金の満期日となります。
 - ②あおぞら銀行が満期日選択権を一つも行使しなかった場合
証書記載の満期日がこの預金の満期日となります。
- (2) 満期日選択権の行使・不行使は、当初預け入れ時に約定した満期日選択権行使判定日においてあおぞら銀行が判断、決定したうえで、遅滞なく、届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送することにより、行うものとします。
- (3) この預金は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金は、満期日以後にあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。ただし、指定口座に入金できない場合には、満期日以後に後記 8. の方法により支払います。

4. (期日休日の処理)

- (1) 満期日選択権行使日、中間利払日(後記 6. (1)②A. の「中間利払日」をいいます。)および満期日が営業日以外の日に該当するときは、その翌営業日を当該日とします。
- (2) 前記(1)において、「営業日」とは、日本において銀行が休日とされる日以外の日で、あおぞら銀行における営業日をいいます。

5. (証券類の受入れの禁止)

この預金は、小切手その他の証券類の受入れができません。

6. (利息)

(1) この預金の利息は、最初の満期日選択権行使日におけるあおぞら銀行の満期日選択権の行使・不行使の区分に応じ、次のとおり支払います。

①最初の満期日選択権行使日においてあおぞら銀行が満期日選択権を行使した場合(最初の満期日選択権行使日がこの預金の満期日となる場合)

預入日から満期日の前日までの日数および当初預け入れ時に約定した(契約締結時交付書面記載の)利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算した利息額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

②最初の満期日選択権行使日においてあおぞら銀行が満期日選択権を行使しなかった場合(最初の満期日選択権行使日以外の満期日選択権行使日または証書記載の満期日がこの預金の満期日となる場合)

A. 満期日選択権行使日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した利息額を、中間払利息として、中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

(A) 預金口座へ入金指定の場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

(B) 入金指定にもかかわらず指定口座に入金できない場合には、払戻請求書その他あおぞら銀行所定の書類に届出の印章により記名押印して証書とともにあおぞら銀行に提出してください。

B. 最後の中間利払日から満期日の前日までの利息として、その日数および約定利率等をもとにあおぞら銀行所定の方法によって計算した金額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。(2) この預金の満期日以後の利息はつきません。

(2) この預金の満期日以後の利息はつきません。

(3) 後記 7. (1) ①から⑥までのいずれかによりこの預金を中途解約する場合、その利息については、預入日または中間利払日から解約日の前日までの日数および約定利率等をもとにあおぞら銀行所定の方法によって計算した金額を、この預金とともに支払います。ただし、支払額は、後記 7. (2) の「損害金」をこの預金の元利金から控除した残額になり、損害金の金額のいかんによっては、預け入れ時の払込金額を下回ることがあります。

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

7. (中途解約)

(1) この預金は、次の各場合を除き、満期日前の中途解約ができません。

①預金者につき相続の開始があったとき。

②預金者が天災地変その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。

③預金者が疾病により生計の維持ができなくなったとき。

④預金者が、この預金をもってするのでなければ、あおぞら銀行に対する借入金等の債務を弁済することができないなどの事由により、やむを得ずこの預金を中途解約しようとする場合において、あおぞら銀行の承諾を受けたとき。

⑤期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、預金者があおぞら銀行に対する借入金等の債務を履行しなければならない場合において、あおぞら銀行が、その債務とこの預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、相殺するとき。

⑥前記①から⑤までのほか、あおぞら銀行がやむを得ないものと認めてこの預金を中途解約するとき。

- (2) 前記(1)①から⑥までのいずれかによりこの預金を中途解約する場合、中途解約に伴い発生する解約日から満期日までの期間に対応する、この預金に内蔵されたデリバティブの再構築額等をあおぞら銀行所定の計算により算出し、その算出額を「損害金」としてこの預金の元利金から控除して残額(損害金の金額のいかんによっては、預け入れ時の払込金額を下回ることがあります。)を支払います。

8. (預金の解約)

この預金を前記 3. (3) の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印してあおぞら銀行に提出してください。

9. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によってあおぞら銀行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、あおぞら銀行は責任を負いません。
- (2) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、あおぞら銀行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 証書を再発行(汚損等による再発行を含む。)する場合には、あおぞら銀行所定の手数料をいただきます。
- (4) ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってあおぞら銀行に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- ②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってあおぞら銀行に届出てください。
- ③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に届出てください。
- ④前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- ⑤前記①から④までの届出の前に生じた損害については、あおぞら銀行は責任を負いません。

10. (印鑑照合)

証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、あおぞら銀行は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。
- (2) あおぞら銀行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、あおぞら銀行所定の書式により行います。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、あおぞら銀行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、あおぞら銀行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者のあおぞら銀行に対する債務を担保するため、もしくは第三者のあおぞら銀行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担

保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の債権または借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書に受取の記載をし届出の印章により記名押印して、直ちにあおぞら銀行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者のあおぞら銀行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前記①の充當の指定のない場合には、あおぞら銀行の指定する順序方法により充當します。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、あおぞら銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知があおぞら銀行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率を適用するものとします。また、満期日以後の期間はあおぞら銀行が別途定める場合を除き利息は付さないものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知があおぞら銀行に到達した日までとして、利率、料率はあおぞら銀行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場についてはあおぞら銀行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等についてあおぞら銀行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあててあおぞら銀行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14. (証書の効力)

前記 3. (3)の満期日自動解約により満期日に元利金をあらかじめ指定された口座に入金した後は、証書は無効となります。

15. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、あおぞら銀行の「盗難通帳等による預金等の払戻被害に関する規定」その他この預金の取り扱いに関してあおぞら銀行が定めた関連諸規定により取り扱います。

16. (準拠法、合意管轄)

(1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。

(2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

17. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとし

ます。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

付則：システム移行前に取引を行っている場合の満期日等の休日調整に関する特別規定

1. (適用範囲)

この特別規定は、平成28年5月2日(以下「移行日」といいます。)をもって、あおぞら銀行がシステムの更改を行うことにともない、お客さまとあおぞら銀行との間ですでに移行日前にお取引を行っているこの預金に関して、満期日等の休日調整を定めるものです。

2. (仕組預金の満期日等の休日調整)

預入日が移行日前となるこの預金については、この規定4を下記の通り読み替えて適用するものとします。

記

4. (期日休日の処理)

(1) 満期日選択権行使日および中間利払日(後記6.(1)②A.の「中間利払日」をいいます。)が営業日以外の日
に該当するときは、その翌営業日を当該日とします。ただし、満期日が営業日以外の日
に該当するときにあっても、当該日を満期日とします。

(2) 前記(1)において、「営業日」とは、日本において銀行が休日とされる日以外の日で、あおぞら銀行における営業日をいいます。

以上

実施日：2020年3月16日